

吹田市介護予防に係るICTを活用した認知機能維持向上教室運営業務
公募型プロポーザルに関する質疑書への回答

質疑番号	質疑内容	回答
1	仕様書内5参加予定人数について、認知機能維持向上教室の参加人数が最小催行人数10人未満の場合、開催予定日時のどの程度前まで貴市からの連絡を受け、開催無しの判断が行えますでしょうか？その他、開催無しとなった場合の受託者留意点があればお示しください。	2週間前までに開催の有無について市から連絡します。開催無しとなった場合の参加申込者への連絡は市が行います。事業者の対応や委託料の詳細は、実施要項4提案スケジュールの項番10契約内容の調整にて、仕様書を確定します。
2	仕様書内5参加予定人数について、認知機能維持向上教室の最小催行人数は10人と規定されておりますが、当初10名以上の参加予定であったところ、通信エラーやその他問題、当日無断キャンセル等にて、教室開催時刻において結果的に参加者数が10名未満となった場合、教室開催を履行すると判断してよろしいでしょうか？	2週間前の開催判断において、申込者が10人以上の場合は、当日参加者が10人に満たない場合でも教室開催を履行してください。
3	仕様書内6実施体制(10)について、受託者から貴市へ成果品の引き渡しが想定されておりますが、本件仕様書内では8業務にあたっての留意事項に規定される「安全管理マニュアル」が唯一の仕様書内成果品定義ですが、6実施体制(10)で規定する成果品とは8業務にあたっての留意事項に規定される「安全管理マニュアル」のみであるという解釈で正しいでしょうか？	成果品とは、仕様書7業務内容に関するもの全てを指します。詳細は実施要項4提案募集スケジュールの項番10契約内容の調整にて、仕様書を確定します。
4	仕様書内6実施体制について、本件業務を履行中に参加市民が自宅で転倒等によりケガをする場合や美術アクティビティ等を開催の際に家財を破損・汚損する等の事象発生を想定し、損害保険加入の必要性が予想されますが、当該事象の責任所在や範囲、保険加入責任者に関する規定があればお示しください。	・まずは転倒や怪我のリスクが少ない、高齢者が安全に参加できるプログラムを御提供ください。また、美術プログラム等、御自宅の家財を破損・汚染する恐れのあるプログラムを提供する場合は、破損・汚染などを防ぐための対策を事前に参加者へ丁寧に説明してください。 ・自宅等において、指導者と参加者がオンラインでつながっていない状態での事業者提供プログラム実施中の安全配慮義務は参加者本人にあると考えているため、教室参加申込時に「吹田市認知機能維持・向上教室参加承諾書」を取得する予定です。 ・初回・最終回の参集プログラムや、指導者と参加者がオンラインでつながった状態でのプログラム提供時における安全配慮義務は、受託者にありますので、安全確保のための注意喚起や対策等を行うとともに、吹田市市民活動災害保障・見舞金制度と同等の保険に加入していただく必要があります。
5	仕様書7業務内容(1)について、認知機能維持向上教室の1回あたりの開催時間に上限・下限規定は御座いますでしょうか？	明確な規定はありませんが、1回あたり1時間30分以内で、適宜休憩をとることができる体制が適切と考えています。
6	仕様書7業務内容(1)について、認知機能維持向上教室のプログラム内容は運動・脳トレ・音楽・美術等の予防介入アクティビティに限らず、認知機能維持向上に資する知識座学を組み込む内容としても良いでしょうか？	組み込んでいただくことは問題ありませんが、全て座学となることがないように、アクティビティ等も組み合わせてください。
7	仕様書7業務内容(2)オについて、貴市の介護予防事業の紹介を行うと規定されておりますが、同業務履行時に使用するスライド資料は貴市からの提供を受けるものと解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
8	仕様書内7業務内容(2)オについて、認知機能評価においてMMSEやHDS-R等、2018年度より保険償還対象となっている認知機能検査を用いる場合にはその性質上、適正評価を履行するため医師、心理士、保健師等医療専門職による評価を行うべきを解釈してよろしいでしょうか？	教室で行う認知機能評価は教室参加開始時と終了時の比較を行い、教室参加効果を測定するために行います。現在、本業務と並行して「吹田市高齢者等フレイル予防に係るICTを活用した認知機能評価システムの導入保守管理業務の公募型プロポーザル」を進めています。市の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」における地域を担当する医療専門職が認知機能評価システム活用に関与し、認知機能評価を行う予定です。役割分担等の詳細は実施要項4提案募集スケジュールの項番10契約内容の調整にて、仕様書を確定します。
9	仕様書内7業務内容(3)について、交流ミーティングの参加人数が参加者同士の交流が成立する2人未満の場合、開催予定日時のどの程度前まで貴市からの連絡を受け、開催なしの判断が行えますでしょうか？その他、開催無しとなった場合の受託者留意点があればお示しください。	仕様書7(4)に記載のとおり、教室期間中の参加状況の把握は全て受託者に行っていただきます。このため、市から連絡を行うことはありません。まずは交流ミーティング参加人数が2人未満にならないよう、参加者への事前案内やリマインドを適切に行ってください。そのうえで、何らかの事情により交流ミーティング参加者が1名となった場合は、担当者との交流に切り換えていただくことも可能ですが、次回以降の対策も含めて市への報告が必要と考えています。
10	仕様書7業務内容(3)について、交流ミーティングの1回あたりの開催時間に上限・下限規定は御座いますでしょうか？また、期間中各コースの交流ミーティング開催回数に上限・下限規定は御座いますでしょうか？	1クールの中で参加者全員が複数回発表する機会を設け、他の参加者の取組状況や意見を共有する時間を設けていただければ、回数や時間は問いません。

質疑番号	質疑内容	回答
11	仕様書7業務内容(3)について、交流ミーティングとは具体的にどのようなミーティング内容とするべきでしょうか？必須事項ならびに禁忌事項があればお示しください。	・交流ミーティングは参加者同士がつながることにより、教室への参加意欲や教室終了後の介護予防活動への継続意欲の維持・向上を目的としています。 ・直営の介護予防教室では、初回は参加者の自己紹介や参加動機、2回目は参加してみたい感想や教室で学んだことで生活に取り入れていること、3回目(最終回)は参加した感想や終了後も続けたいことなどをテーマとして開催し、必須事項として、参加者全員が発言する機会や発言しやすい環境整備、禁止事項として、ファシリテーターや他の参加者が発言者の意見を否定・批判しないようにしています。
12	仕様書内7業務内容について、下記業務内容ごとに必要人員数とその職能が規定されておりますが、教室(認知機能プログラム)についてはいずれの規定もされておらずでしたが、受託者が任意に設定できるものとして解釈してよろしいでしょうか？ ○オリエンテーションと認知機能評価 2名(内、1名医療専門職) ○教室(認知機能プログラム) 人員数規定なし(職能規定なし) ○交流ミーティング 1名(医療専門職)	お見込みのとおりです。 その職種専門性を活かすことができる人員配置ができていれば、任意で設定していただいても問題ありません。
13	仕様書内7業務内容について、「ICTを活用した、各家庭から参加可能な認知機能プログラム」が想定されておりますが、参加市民の家庭でのPCやスマホ、タブレット端末、通信環境等については、市民家庭で調達されることを想定されておりますでしょうか？	お見込みのとおりです。
14	仕様書内7業務内容について、「ICTを活用した、各家庭から参加可能な認知機能プログラム」が想定されておりますが、参加市民がPCやタブレット端末等でオンライン方式の教室への接続の場合、教室の開催時期により通信料負担の問題が想定されますが、貴市において参加受付の際に事前説明をいただくと解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 教室参加申込時に「吹田市認知機能維持・向上教室参加承諾書」を取得し、通信料を各家庭において御負担いただくことについては同意を得る予定としています。
15	仕様書内6実施体制(3)ならびに7業務内容(5)では、専用番号を有するヘルプデスクの設置が規定されておりますが、具体的なヘルプデスクの回線数、対応者の職能、運営曜日、時間帯、フリーダイヤルの有無の具体的規定をお示しください。	ヘルプデスクは認知機能維持・向上教室に参加する高齢者が、スムーズに参加していただけるよう、欠席連絡やプログラム利用の際のトラブル発生時に連絡・相談するための窓口を想定しています。 教室プログラムの提供方法等によって、ヘルプデスクの運営体制は異なると考えています。
16	仕様書内6実施体制(3)ならびに7業務内容(5)では、専用番号を有するヘルプデスクの設置が規定されておりますが、その業務内容については「対象者からのインターネット接続等に関する問い合わせ対応」と記されておりますが、「等」が指し示す業務範囲は、インターネット接続に関する問合せ以外に具体的にどのような対応業務が想定されますか？迷惑行為や本件以外の要望等ヘルプデスク対応を拒否して良いケースもお示しください。	・インターネット接続に関する問い合わせやプログラムに接続するための操作方法、プログラム利用時のエラー対応を想定しています。実際に教室の運営を開始して、受託者が判断に迷う問い合わせがあれば、市へ御相談ください。 ・本業務以外の要望や長時間の相談、他の参加者の個人情報を知りたがる、参加者が持っているスマートフォンやパソコンについて教室には関係がない操作の質問等への対応は不要です。
17	募集要項5(6)では、誓約書(様式5)の提出が規定されておりますが、税務署の発行する納税証明書等の添付は不要でしょうか？	税務署の発行する納税証明書等の添付は不要です。
18	参加資格要件に「吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること」とありますが、これからの資格申込みで問題ないでしょうか？	吹田市競争入札参加資格者名簿への登録は、参加資格表明書の受付最終日である令和4年6月6日までに完了している必要があります。
19	介護予防指導士または保健師等医療専門職の資格とあります。 ・「精神保健福祉士」「管理栄養士」資格保持者で検討しているが要件を満たしていますか？	仕様書7(2)エに記載している介護予防指導士又は保健師等医療専門職として、精神保健福祉士及び管理栄養士も要件を満たしています。
20	介護予防指導士または保健師等医療専門職の資格とあります。 ・ITサポートの為の説明会やオリエンテーション講座等すべての講座に医療専門職が必要でしょうか？	仕様書7(2)に記載しているとおり、オリエンテーション及びオンラインミーティングは1人以上介護予防指導士又は保健師等医療専門職を配置する必要があります。それ以外については、プログラムや説明会の内容によります。
21	【様式3】類似契約実績書 実績自治体においては、弊社と協業先の2社で共同申請し採択されましたが、その場合も実績として記載してよろしいでしょうか？	契約件名欄に、括弧書きで貴社と協業先の名称を記載してください。
22	【仕様書】5 1コースの催行人数が30名を下回った場合に、発注金額の変動はありますか？	変動する可能性はあります。 見積書提出時に、内訳も記載してください。

質疑番号	質疑内容	回答
23	【仕様書】5 各回の時間について目安はありますか？	質疑番号5を御参照ください。
24	【仕様書】6(7) 一部再委託について、本事業を実施するにあたり、プログラムの一部を連携企業と共に実行する場合はどのような手続きとなるでしょうか？	具体的な手続きについては、契約内容の調整にて、仕様書を確定します。再委託する部分については、実施要項4(9)ア(ウ)企画書に記載してください。
25	【仕様書】7業務内容(1)ア 「期間中に週1回以上、運動・脳トレ・音楽・美術等(お絵かき等)の内容で毎回異なったプログラムを提供する」とありますが「毎回異なった数種の運動と脳トレ」でよろしいでしょうか？	プログラムの内容については、審査基準【業務の実施における重要ポイント】プログラム内容が認知機能維持・向上に効果のある内容かどうか】を基に評価します。
26	【業務内容】(3)イ 「ファミリーーターは介護予防指導士又は保健師等医療専門職とする」は厚生労働省資料にある医療関係従事者の定義を基本としてよろしいですか？ https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/PDF/22010209.pdf	仕様書7業務内容(3)イについては、厚生労働省資料にある医療従事者の定義を基本としていただいて構いません。 質疑番号19も御参照ください。
27	類似契約実績書(様式3)について 市町村での介護予防のための教室の完了実績とあるが、該当案件がなければ、民間の高齢者施設における健康促進事業等の実績を記載しても問題ないか？	審査基準【実績】の一つに、自治体等における同種業務の実績とありますので、自治体以外の実績を記載していただいて問題ありません。発注自治体名を発注事業者名に修正し、事業者名と所在地を記載してください。自治体からの発注ではないため、発注自治体の現在の人口規模欄は記入不要です。
28	類似契約実績書(様式3)について 市町村での介護予防のための教室の完了実績とあるが、該当案件がなければ、今回我々が組むパートナー企業のデジタル学習イベント実施実績等を記載しても問題ないか？	パートナー企業と協働で本業務に取り組む場合、パートナー企業の類似業務実績を記載していただいて問題ありません。パートナー企業の実績であることが分かるよう、法人名の後ろにパートナー企業名を追加して記載してください。 様式3記入方法については質疑番号27を参考にしてください。
29	「仕様書P2の6(3)」について ヘルプデスクを利用する対象者は、そのクールに参加している人(1クール期間中、最大30名様まで)のみと考えてよいか？	お見込みのとおりです。
30	「仕様書P3の8(2)」について 受託者は、事故発生時の対応を含めた安全マニュアルを作成し、市に提出することとあるが、このマニュアルは受託後に吹田市役所様と協議のうえで作成と考えてよいか？	お見込みのとおりです。
31	「仕様書内P3の7(2)オリエンテーション、認知機能評価の実施」について「認知機能評価を行い」とは具体的にどのような評価方式を想定されているか？ 受託者側で可能な何かしらの手法を用いるということか？	質疑番号8を御参照ください。
32	介護予防指導士又は保健師等医療専門職の必要配置回数は、1クールあたり最大5回で間違いないか？ (1)初回オリエンテーション (2)最終回の認知機能評価 (3/4/5) 期間中に開催の交流ミーティング(上限10名×3回のため)	参加期間中の交流ミーティングの回数について上限は設定していません。介護予防指導士又は保健師等医療専門職の必要配置回数は初回と最終回の2回に加えて、事業者から御提案ください。詳細は実施要項4提案スケジュールの項番10契約内容の調整にて、仕様書を確定します。
33	「仕様書-7業務内容(2)オリエンテーション、認知機能評価の実施」と「仕様書-7業務内容(3)参加者同士の交流ミーティングの実施」に記載されてる保健師等医療専門職には理学療法士、作業療法士、柔道整復師は該当しますでしょうか？	質疑番号26を御参照ください。